

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和8年度及び令和9年度において、上ノ国町が発注する物品役務の契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和7年12月3日

上ノ国町長 工 藤 昇

1. 物品役務の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札等への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 納付すべき税の滞納がないこと。
- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。
- (5) 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 希望する営業品目に関し、法令等に基づく許可、認定及び登録等を必要とするものについては、当該許可、認定及び登録等を有すること。

- (7) 審査基準日以前に2年以上の営業期間があること。※個人事業主の場合に限る
- (8) 審査基準日より前2年間以内における製造、販売及び役務等の事業高（営業実績）があること。

2. 申請書の提出方法

- (1) 北海道市町村入札参加資格共同審査による**電子申請**のみ。※町が特別に許可した者を除く。
- (2) 受付期間は令和7年12月10日（水）から令和8年1月30日（金）まで。

3. 審査基準日

審査基準日は令和7年12月10日（水）とする。

4. 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。

5. 資格の消滅

競争入札等参加者が1の各号に定める要件を欠くに至ったときは、当該競争入札等参加の資格は消滅するものとする。